

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号
日本冶金工業株式会社
代表取締役社長 佐 治 雍 一

第125期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第125期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第125期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、事業報告の内容ならびに連結計算書類の内容およびその監査結果を報告いたしました。
 2. 第125期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）計算書類報告の件
本件は、計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、普通株式1株につき金8円を期末配当とすることに決定いたしました。

第2号議案 定款の一部変更の件(1)

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の概要は以下のとおりであります。

平成18年9月に第Ⅰ種、第Ⅱ種、平成19年2月に第Ⅲ種の各優先株式につきまして、それぞれ消却を実施いたしましたことに伴い、当社定款の該当の条文につき所要の変更を行いました。

第3号議案 定款の一部変更の件(2)

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の概要は以下のとおりであります。

当社は、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）導入の件」（詳細については、当社ホームページ

(<http://www.nyk.co.jp/>)をご参照願います。)の導入を決議いたしました。本対応方針は同日付で効力が生じておりますが、本対応方針の導入に伴い、本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、当社定款に、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針の導入等を株主総会の決議により定めることができる旨の規定等を新設いたしました。

第4号議案 取締役9名選任の件

本件は、木村 始、広岡憲徳、岡本芳雄、杉森一太、野中章男、金澤静穂、小西栄範、諸岡道雄、長田邦明の9氏が再選され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、榊原秀行氏が再選され、新たに内海久雄氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、星川信行氏が選任されました。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

本総会終結の時をもって監査役仲尾建生氏が退任されますので、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については監査役の協議に一任することとなりました。

また、役員退職慰労金制度の廃止に伴い、任期中の取締役佐治雍一、熊澤雄蔵、高田英夫の3氏と任期中の監査役柗田長一、岡田高志の2氏および重任された取締役木村始、広岡憲徳、岡本芳雄、杉森一太、野中章男、金澤静穂、小西栄範、諸岡道雄、長田邦明の9氏と重任された監査役榊原秀行氏に対し、これまでの労に報いるため、就任時から本総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で打切り支給することとし、支給の時期は各氏が取締役または監査役を退任する時とし、その具体的な金額、方法等は取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれ一任することとなりました。

第8号議案 取締役および監査役報酬額改定の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

当社の取締役の報酬額は、平成3年6月27日開催の第109期定時株主総会において、月額2,500万円以内、監査役の報酬額は、平成8年6月27日開催の第114期定時株主総会において、月額400万円以内としてご承認いただいて今日にいたっておりますが、その後の経済情勢の変化、今般の役員退職慰労金制度の廃止およびその他諸般の事情を考慮し、取締役の報酬額は月額3,500万円以内に、監査役の報酬額は月額600万円以内に改定することとなりました。

また、会社法の施行および会計基準による役員賞与の取扱いの変更等に伴い、第126期

(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)からは、従来、利益処分として支給しておりました役員賞与を、より業績に連動した報酬としての性格を明確にするためにも、上記報酬とは別に定めるものとし、その総額は「取締役の賞与を年額1億5,000万円以内、監査役の賞与を年額1,500万円以内」とさせていただくこととなりました。

なお、取締役の報酬額および賞与額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与および賞与は含まないものといたします。

第9号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）導入の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

当社は、平成19年4月27日開催の当社取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」の導入を決議いたしました。本対応方針は同日付で効力が生じておりますが、第3号議案「定款の一部変更の件(2)」が原案どおり承認可決されたことにより、承認可決後の当社定款第15条の定めに基づき、本対応方針の導入に関する事項を決定いたしました。

以 上